

((((伝建群だより)))

編集・発行

桐生市総合政策部伝建群推進室推進係
Tel 0277-46-1111(内線346, 639)
Fax 0277-43-1001
E-mail denkengun@city.kiryu.gunma.jp

平成24年8月24日発行 臨時号 No.19

建物の修理や新築などをお考えの方は伝建群推進室へ 早めにご連絡下さい

伝建地区としての町並みを保存していくため、建物の修理や新築、増改築などを行う場合、事前の許可が必要となります。許可をとってから、着工してください。

場合によっては許可となるまでに時間を要する場合も考えられますので、「伝建まちなか交流館」もしくは「伝建群推進室」まで早めに連絡下さい。

なお、許可が必要となります建築行為は下記のとおりとなります。
ご協力よろしくお願いたします。

【許可が必要な主な建築行為】

★建造物の修理を行う場合

(外壁の塗り替えなども対象となります)

☆建造物を新築する場合

★建造物の増築を行う場合

☆建造物を取り壊す場合

(看板や太陽光発電パネル、エアコン室外機、塀など工作物も含まれます。)



※ 裏面もご覧下さい

伝建制度、まちづくりや伝建群だよりについて、ご不明な点などがありましたら、伝建まちなか交流館、または、市役所伝建群推進室までお気軽にお問い合わせください。

～連絡先～ 伝建まちなか交流館
伝建群推進室

TEL : 0277-22-1122 FAX : 0277-22-1122

TEL : 0277-46-1111 内線 346・639

FAX : 0277-43-1001

～重伝建のまち桐生～

伝統と創造 粋なまち 桐生

こんな時!!早めにご相談ください

7月9日の官報告示により、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、歴史的な町並みの保存について本格的にスタートしたところです。歴史的な町並みをより良く、より素晴らしいものとして大切に保存していくためには、皆様のご理解やご協力が必要になります。

出店に伴う看板の設置や、案内看板についても現状変更行為の許可はもちろん、屋外広告物の許可、建築確認申請など関連する手続きが必要な場合がありますので、建物だけではなく、看板などの設置についてもご注意ください。

また、場所を提供する所有者の方々についても、ご理解とご協力をお願いします。

どんな時？

- ・看板
- ・太陽光発電パネルの設置
- ・エアコン・エコキュートの設置など

これらの行為は、簡単に取り付けができるものですが、歴史的な町並みを阻害するおそれがあります。



太陽光発電パネルの設置例

※ 業者に依頼する前に、市役所に相談してください。

伝建まちなか交流館をご利用ください

最近では、伝建まちなか交流館に来館する人の多くが、地区内の見学を目的としています。全国的に桐生新町の町並みについて知名度が高まるにつれ、来街者が増えてきているのが実情です。

伝建まちなか交流館は、伝建地区のことについての相談や打合せが、気軽にできるように設置された場所です。

皆さんの相談に、いつでも対応できるように市役所の職員が駐在し、土・日（月曜・祝日を除く）も開館しています。

建物の修理や許可の制度、地区内での問題点、まちづくりのことなどについて相談がありましたら、お気軽にお立ち寄りください。



伝建まちなか交流館

場 所 本町1丁目7-7

電 話 0277-22-1122

開館時間 9:00~17:00

休館日 月曜・祝日